

ダム等の管理フォローアップと事後評価について

参考資料

事後評価は、事業完了後の事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて、適切な改善措置を検討するとともに、事業評価の結果を同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直し等に反映することを企図するものである。

『国土交通省所管公共事業の完了後の事後評価実施要領』第4の1(6)

H30.3.30改定

「ダム等の管理に係るフォローアップ制度」の**対象となるダム事業**において、当該制度に基づいた手続きが行われる場合については、本要領に基づく**事後評価の手続き**が行われたものとして位置づけるものとする。

『河川及びダム事業の完了後の事後評価実施要領細目』第4の1(3)

H21.3.31改定

実施要領第4の1(6)の規定に基づき事後評価の手続きが行われた場合には、その**結果を事業評価監視委員会に報告**するものとする。

北海道地方ダム等管理フォローアップ委員会

委員会の設置目的

管理段階のダム等について、一層適切な管理を行っていくために、洪水調節実績、環境への影響等の調査結果の分析を客観的、科学的に行い、当該ダム等の適切な管理に資することを目的に設置

ダム管理に関する各項目についてのフォローアップ調査の分析・評価結果について審議

- | | |
|--------------------------------|-------------|
| ①費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化 | ②事業の効果の発現状況 |
| ③事業実施による環境の変化 | ④社会経済情勢の変化 |
| ⑤今後の事後評価の必要性 | ⑥改善措置の必要性 |
| ⑦同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性 | |

審議結果報告

事業審議委員会